

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	環境部水環境対策課
施策名	(5) 良好で快適な環境づくりの推進	課(室)長名	田口 陽一
事業群名	① 汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進	事業群関係課(室)	地域環境課

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、富栄養化対策が必要な水域については、下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (H25)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
汚水処理人口普及率	85%	77.2%	78.8%	—	
事業群の進捗状況					—

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 下水道、浄化槽等の整備に対する支援

- ・浄化槽の整備は県内21市町で進めており、整備には個人負担もあることから、市町単独の助成制度を設けている他、県では、平成27年度に個人が設置する浄化槽について、19市町へ助成を行った。
- ・下水道整備には多額の費用を伴うため、新たな下水道等の汚水処理施設の整備に着手した市町に対して、平成25年度から平成28年度まで助成を行っている(漁業集落排水施設:1施設、諫早市)。
- ・市町は、汚水処理施設の普及促進に取り組んでいるが、下水道への接続や浄化槽設置等、個人負担を伴うなどの課題もあり、普及率は微増にとどまっている。

ii) 下水道施設の高度処理化の推進

- ・県内40箇所(下水道)の下水処理場で、高度処理化を行っているのは3箇所(佐世保市、諫早市、波佐見町)あり、閉鎖性水域である大村湾等の富栄養化対策を進める水域での高度処理化が必要となっている。
- ・大村湾に処理水が流入する下水処理場は11箇所あり、そのうち高度処理を行っているのは波佐見町の1箇所である。
- ・富栄養化の要因である窒素・リンを削減するため、平成28年度から大村市、流域下水道の下水処理場で高度処理化の詳細設計及び整備に着手する。
- ・他の8箇所の下水処理場については、運転管理の工夫などによる削減効果を見極めながら、高度処理化に取り組む予定である。

iii) 工場、事業場の排水監視等による水環境の保全

- ・水質汚濁防止法に基づき、県下の45水域95地点(河川37水域38地点、海域8水域57地点)で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、平成27年度は河川では環境基準の超過はなかったが、海域については15地点で環境基準を超過した。
- ・水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき、工場・事業場への立入検査等を実施し、届出内容の確認を行うとともに、排水処理施設の維持管理について指導を行ったほか、排水基準適用工場・事業場に対しては水質検査を実施した。
- ・平成27年度は1,500件の立入検査を実施し59件の改善指導を行うとともに、494件の排水検査を実施し10件の排水基準違反を確認した。法・条例に違反又は違反する恐れのある事業場に対しては速やかな改善を指導した。
- ・生活排水対策重点地域に指定した有明海・橘湾流域の自治体(5市)が実施する、住民を対象とした啓発・普及事業について支援を行っており、平成27年度は生活排水対策啓発イベントやリバーウォッチングの開催、廃油石けん作り講習会、河川水質調査などの実施に対し支援を行った。

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) 下水道、浄化槽等の整備に対する支援

・県の助成制度に加え、市町独自の助成制度との相乗効果により、浄化槽の汚水処理人口普及率(H26:13.4%→H27:13.5%見込み)は伸びているが、下水道の普及率(H26:60.8%→H27:61.4%見込み)に比べて微増である。

・市町が新たな処理区で、公共下水道や農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、市町村設置型浄化槽に着手した場合に、事業費の5%～10%の範囲で県助成を行っているが、漁業集落排水事業1箇所(H25～)と農業集落排水事業1箇所(H29～)の2箇所が対象となっている。

・今後は、下水道未普及の5市町を対象に、浄化槽の普及率向上と新たな汚水処理施設の整備着手を促す取り組みが必要である。

ii) 下水道施設の高度処理化の推進

・大村湾岸の下水処理場は、水質改善に向けて、当面は運転管理の工夫により富栄養化の要因である窒素・リンの処理排水の抑制を行い、その効果を見極めながら高度処理化に着手する予定にしている。

・大村湾南部流域下水道の下水処理場は、平成28年度に詳細設計を実施し、平成31年度の高度処理化の一部運転開始に向けて取り組んでいく。

iii) 工場、事業場の排水監視等による水環境の保全

・水質汚濁防止法に基づき、県下の45水域95地点で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、平成27年度は河川では環境基準の超過はなかったが、海域においては15地点で環境基準を超過していた。今後とも、公共用水域の水質汚濁状況について把握を行い、汚水処理施設の計画的な普及拡大等を図る必要がある。

・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、10件の違反があり改善指導を行った。いまだに排水基準超過事例が発見されており、公共用水域の水質汚濁を防止するうえで水質検査による監視は重要である。

・生活排水対策の必要性については、自治体が行う普及・啓発事業を通じ、生活排水対策に係る下水道や浄化槽の導入等に協力が得られるようになるなど、住民に一定の理解が得られつつあるが、生活排水処理施設の設置が進んでいない地域がある。

4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】

【個別事務事業の見直し】

	個別事務事業の見直し		見直しの方向	見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点		
i) 下水道、浄化槽等の整備に対する支援 浄化槽の整備は、汚水処理人口普及の向上で一定の効果をあげており、今後とも市町への助成を継続していく。 下水道未普及の5市町を対象に、県の助成制度の説明を行い、新たな汚水処理の整備着手を促す。	浄化槽設置整備費	⑤	平成26年度に助成額を見直しているが、さらなる普及率拡大に向けて、平成28年度に策定する県汚水処理構想を踏まえ、整備区域の重点化や効率的な整備手法について検討する。	改善
	長崎県汚水処理総合交付金費	—	平成33年度まで現行制度による助成を行うため、本事業により汚水処理施設の整備促進を図っていく必要がある。	現状維持
ii) 下水道施設の高度処理化の推進 大村湾南部流域下水道では、県公共事業評価監視委員会での意見を参考に、下水処理場の高度処理化を推進していく。				
iii) 工場、事業場の排水監視等による水環境の保全 ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握する。 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場への監視・指導を継続して実施するとともに、排水基準に違反又は違反する恐れのある場合には速やかな改善指導を行う。特に、過去の違反状況を勘案し、重点的に立入検査及び排水検査を行う。 ・生活排水対策重点地域自治体への支援事業については、他の関連事業との整理を行い、幅広く環境保全対策に取り組んでいく。	環境監視測定費(水質)	—	水質汚濁防止法では、県の事務として公共用水域の水質汚濁状況の環境監視が義務付けられており、水環境に係る施策を進めるうえでも環境基準の達成状況や経年変化等を把握することは重要であり、継続して公共用水域の環境監視を行う必要がある。また、これまで測定地点や測定回数を見直しを行ってきており、当分の間、現体制で継続して監視する。	現状維持
	工場監視指導費(水質)	②	水質汚濁防止法や未来環境条例では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が示されている。現状においても違反が発見されていることから、引き続き法や条例に基づく監視・指導を行う。特に、他の地域と比べ依然として地下水の硝酸態窒素の環境基準超過率が高い島原半島において、工場・事業場に対する立入検査や排水検査の回数を増やすなど、監視の強化を図っていく。	拡充
	生活排水対策活動促進事業	⑤	諫早湾干拓調整池及び橘湾流域の対象である5市が実施する生活排水対策への各種取組に対して、県費による補助を行っていたが、補助する取組内容を見直し、関係市と調整を進めて行く。	縮小